

2050
未来につなごう

Connect the future 2050

本宮市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



2024年（令和6年）3月
本宮市

目 次

1 計画の基本的事項	1
(1) 策定の背景	1
(2) 目的	5
(3) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について	5
2 本市（市有施設）の「二酸化炭素（CO ₂ ）排出量」の状況	7
3 本市（市有施設）の「二酸化炭素（CO ₂ ）排出量」の削減目標	8
4 目標達成に向けた取組	10
(1) 中期目標までの基本的方針	10
(2) 取組の体系	10
(3) 具体的な取組	11
5 計画の推進体制と進捗管理	15
(1) 推進体制	15
(2) 進捗管理 ～取組の「評価」と「見える化」の手段確立～	16



(1) 策定の背景

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、5～7 年毎に評価報告書を公表しており、同パネル第 1 作業部会（WG1）は IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）「気候変動 - 自然科学的根拠」に関する報告（以下、「AR6/WG1 報告書」という。）の要約版は 2021 年 8 月 9 日に公表されている。

AR6/WG1 報告書によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定的な表現が用いられている。下図は、地球表面気温について観測値（黒線）と人為・自然起源両方の要因を考慮した推定値（茶色）と、自然起源の要因のみを考慮した推計値（青色）を比較したシミュレーションである。人為的な温暖化要因を考慮したシミュレーションの方が、より実際の気温と合致している様子が見て取れた。

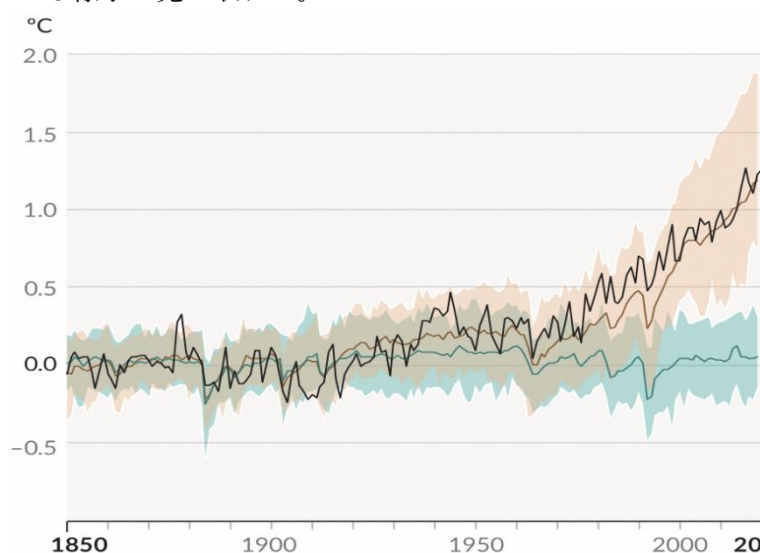


図1 地球表面気温のシミュレーション

また、工業化前と比べた世界平均気温の上昇は、約 1.07°C（2010～2019 年）と算定されている。これは、第 5 次評価報告書（2013～2014 年）による報告「1880 年から 2012 年の期間に世界平均地上気温が 0.85°C 上昇した」との報告より、更に上昇していることが分かる。

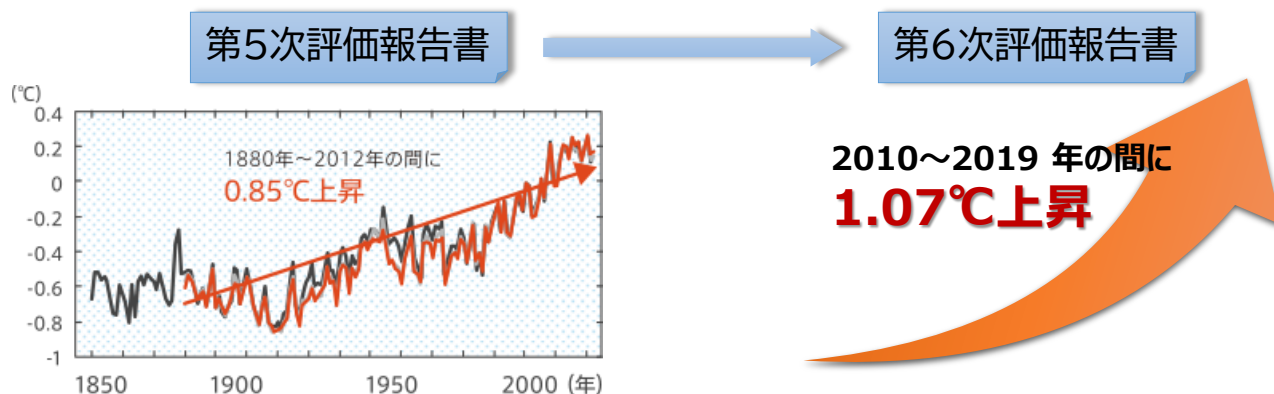


図2 世界平均地上気温の偏値

国内(東北地方や福島県内)でも同様の傾向が見られ、東北地方の年平均気温は、100 年あたり 1.30℃の割合で上昇、福島県内においては福島市の年平均気温では 100 年あたり 1.5℃の割合で上昇している。日本の年平均気温と同様に 1990 年頃から高温の年が多くなっている。

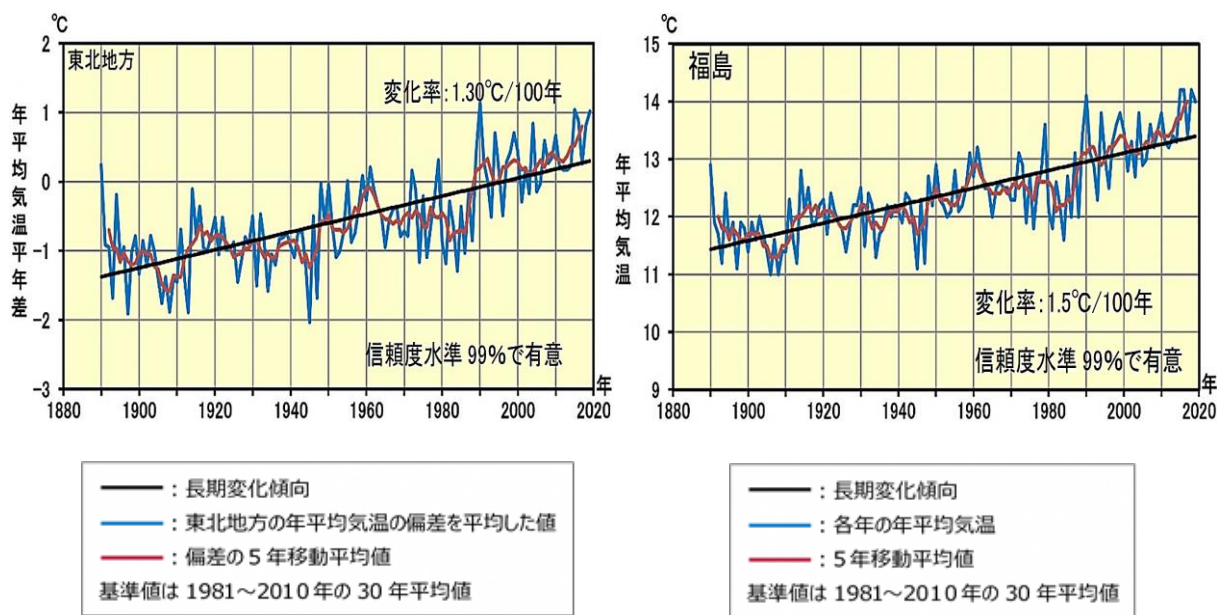


図3 東北地方と福島市の年平均気温の推移(1890～2019年)

国内における 2019 年度の温室効果ガスの排出量は、12 億 1,200 万 tCO₂ であった。前年度の総排出量 12 億 4,700 万 tCO₂ と比べて、2.9% (3,600 万 tCO₂)、基準年の 2013 年度の総排出量 14 億 800 万 tCO₂ と比べて、14.0% (1 億 9,700 万 tCO₂) 減少しており、2014 年度以降 6 年連続で減少している。

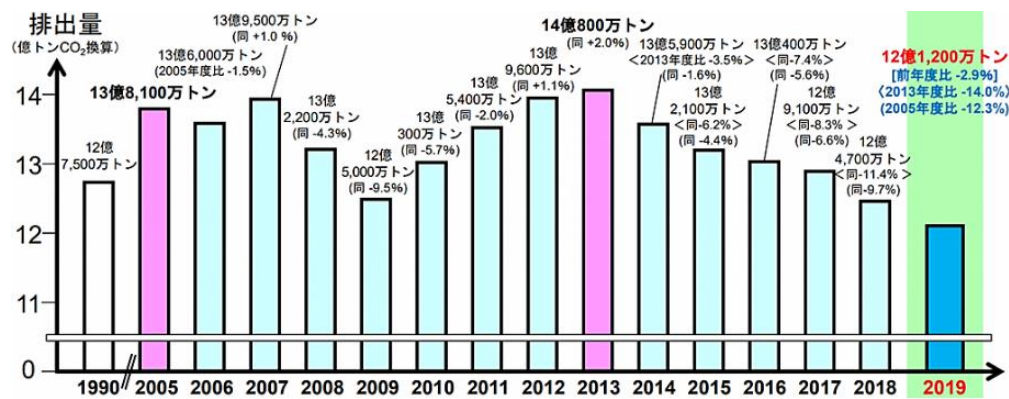


図4 日本の温室効果ガス排出量

これら人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域における気象及び気候の極端現象に影響を及ぼしていると分析されている。日本においては、気象庁アメダス¹で観測された 1 時間降水量 50mm 以上となった地点の年間回数 (1,000 地点当たりの回数に換算) の分析により、短時間強雨が増加傾向にあることが分かっている。従って、各地方公共団体においても、ゲリラ豪雨を始めとした降雨災害対策に、より一層尽力することが求められると推測される。

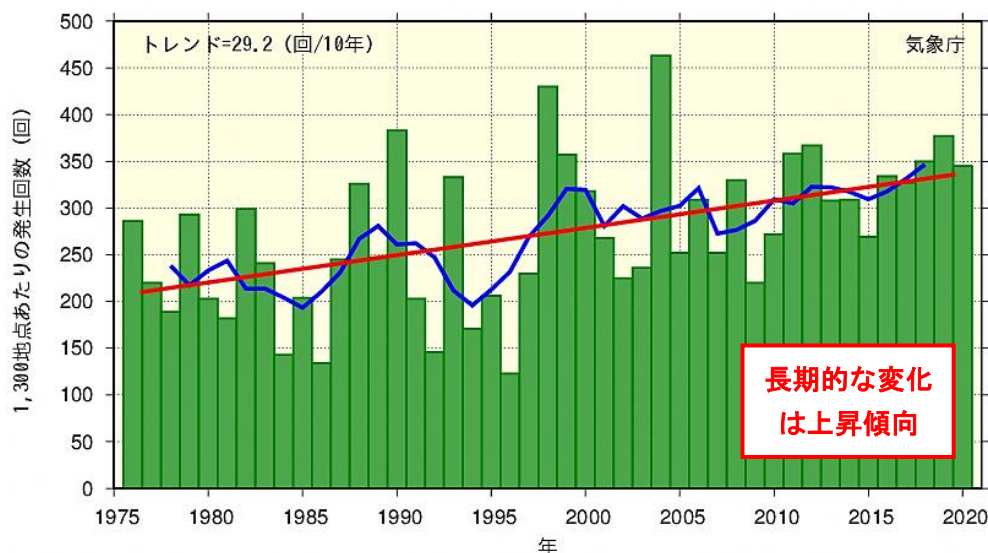


図5 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化（1976～2020年）

本市においても豪雨がもたらす災害の歴史を振り返ってみれば、市の中心部を阿武隈川が流れている地理上、これまでも幾度かの水害を経験してきたが、令和元年10月に東日本台風災害による甚大な被害を受けることとなった。

被災経験を重ねるたびに防災インフラの整備や避難対策などの強化を図ってきたが、近年の災害は、人々の予想を大きく超える規模へと変化を遂げ、自然災害をもたらす地球温暖化問題について自分事として真剣に捉え、脱炭素に向けた行動変容に繋げる重要性を再認識する機会に至っている。

水害の歴史

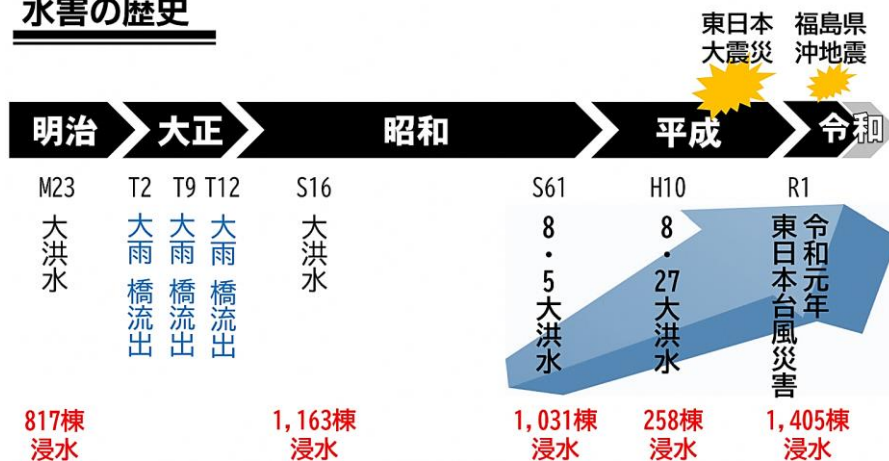


図6 本宮市が経験した水害の歴史

本市は、平成31年3月に「みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」を目指して本宮市第2次環境基本計画を策定し、温室効果ガスの抑制と削減に向けた施策の方向性を示したところであるが、前述のデータなどに裏付けられる地球温暖化から気候危機へ移行していると言える世界情勢や、災害の頻発化や激甚化を踏まえ、被災自治体として率先かつ踏み込んだ地球温暖化対策の必要性を再認識する機会を経験することとなった。

令和3年3月に市議会の議決を経て「本宮市 2050 ゼロカーボンシティ宣言」を行い、国や県、各自自治体との連携を強化し、また、市内の市民や企業との協力体制を構築しながら、2050年のゼロカーボン社会の実現に向けたロードマップを作成し、各関係機関との連絡調整会議の開催や、省資源・省エネ・再生可能エネルギーの創出に寄与すべく各種支援施策の充実、**行政機関として各公共施設におけるハード及びソフト両面からのゼロカーボン化への改善や新たな取り組みの実施により牽引役を担う**とともに、市全体の機運醸成と市民や企業による自発的な行動に繋がる挑戦を進めていくことを確認した。

本宮市2050 ゼロカーボンシティ宣言



地球温暖化や気候変動が及ぼす影響については、近年、世界中で異常気象を起因とする災害、海面の上昇、農作物や生態系の異変が数多く生じる等の深刻さが増えています。

このような危機的背景のもと、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書においては、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃未満に抑えるためには、2050年頃に温室効果ガスであるCO₂排出を実質ゼロにする必要があることが示されました。

また、昨年11月の衆議院本会議において、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、国を挙げて実践する決意を述べた「気候非常事態宣言」が採択されました。

本市においても、令和元年東日本台風災害により、尊い命の犠牲、多くの家屋等の浸水被害、商工業者の経済活動の中断等の大きな被災を経験することとなりました。

これまで頻繁には起こり得なかった台風や豪雨災害の増加や激甚化が進んでいる現実、もはや防災インフラの整備を主とした対策のみでは災害に対応できない段階に突入したことを痛感するものであります。

温室効果ガス排出を実質ゼロにしていくためには、資源やエネルギー消費のムダを徹底して削減し、エネルギーを化石燃料系から再生可能エネルギーへ転換しても市民生活や経済活動、安全等をしっかり機能させていくことが大切です。

いま、本市が、市民の皆さんや事業者の方々と心をつなげて2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、一人ひとりが行う小さな取り組みから皆で協力し合う大きなチャレンジに至るまで、しっかりと方策を捉え、実践し、積み上げていくことが、市民生活に新たな価値を創造するとともに、将来の環境保全や災害リスクの抑止に繋がる持続可能な地域づくりに寄与していくものと確信するところであります。

また、本市が、率先して模範を示すべく、様々な施策に対して温室効果ガス削減に資する可能性を探り、創意工夫に努めながら、関連自治体等への連携や協力を呼び掛けていく姿勢は、被災自治体としての責務と考えます。

本宮市は、国際社会の一員として、また、「『笑顔』あふれる『人』と『地域』が輝くまち もとみや」を創り、次世代の市民へ引き継いでいくために、2050年までに市内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言します。



令和3年（2021年）3月18日

本宮市長 高松義行

(2) 目的

地方自治体が進めるゼロカーボン社会の形成には、行政のみならず、全ての市民と企業の参加により成し遂げうるものである。

本市においては、産業部門及び運輸部門で市全体の約7割にあたる温室効果ガスを排出する推計がなされており、企業や勤務する市民の協力が欠かせない。

国や県、本市においては、積極的なゼロカーボンの取り組みに対する啓発に努めてきたが、それだけでは、ゼロカーボンの本質や、行動に対する量的効果を実感できないとの意見が多く寄せられており、市として見えないCO₂の「見える化」を行いながら、行動に対する効果の実証や、成功体験の蓄積により、行政として周囲の取り組みに波及する模範を示し、着実な行動変容へつなげていく必要があると考える。

こうした中、地球温暖化対策推進法第21条においては、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する地方公共団体実行計画を策定するものとされている。

当該計画の事務事業編は、法律の趣旨に沿った行動を示すとともに、また、行政機関である本市が可能な対応策を実践しながら、取組効果に裏付けされた市民への理解醸成を深めるために有効な手段として、**庁舎をはじめとする公共施設において職員の意識改革のもと、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、電気や燃料の使用及び廃棄物の発生を抑制し、温室効果ガスの排出量の削減等を図る**ものである。また、本計画の実践と合わせて、災害等に強いレジリエンスな行政サービスの提供を目指すものである。

(3) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

① 計画の対象とする範囲

〔対象〕 市が行う事務事業全般・全ての職員（再任用・会計年度任用職員を含む）

〔施設〕 市が管理する全ての施設及び車両等

② 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項では、7種類の温室効果ガスが定められているが、本計画の対象とする温室効果ガスは、最も一般的で地球温暖化への影響が大きく、かつ、国内で排出される温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素とする。

〔二酸化炭素（CO₂）〕

（主な発生源）ガソリン、灯油、重油、プロパンガス等の化石燃料の燃焼、電気事業者から供給された電気の使用など

③ 計画期間

計画期間は、2023（令和5）年度から2030年度（令和12）年度までの8年間とする。

また、基準年度は2013（平成25）年度とし、社会情勢等を踏まえ計画の見直しを行うこととする。

2013	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H25	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基準 年度	計画期間							

図7 事務事業編の計画期間イメージ

④ 計画の位置づけ

本計画は、本宮市環境基本計画に基づく地球温暖化対策として、本市の公共施設の管理や事務事業によって排出される温室効果ガスを抑制するための具体的な対策を示したものであり、本宮市地域再エネ総合戦略（仮・策定予定）等の関連計画と連携し取組を推進する。

地球温暖化対策関連計画の相関関係

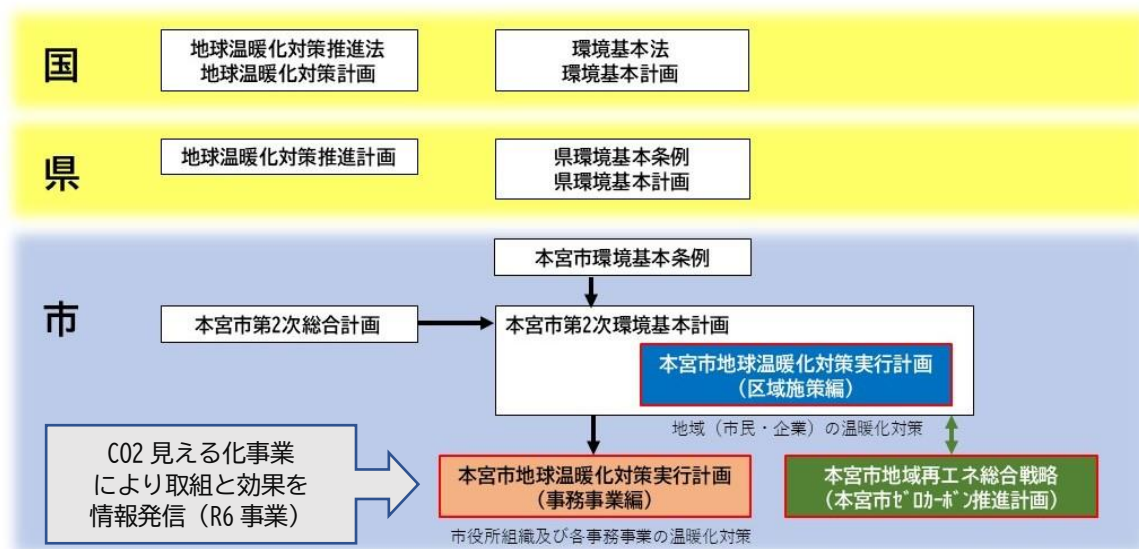


図8 計画の位置づけの概要図

2 本市（市有施設）の 「二酸化炭素(CO2)排出量」の状況



Office Zero
Action!

本宮市
COOL
CHOICE

基準年度を 2013 年（平成 25 年）度として推計した市役所（及び公共施設）で消費された活動量（燃料等使用量）に相当する二酸化炭素（CO2）排出量は以下のとおり推計される。

基準年度（2013 年（平成 25 年）度）における区分ごとの排出量

区分		活動量	二酸化炭素（CO2）換算排出量 （t－CO2）	
施設からの排出量	電気	4,002,342kWh	2,221.3	構成比 61.3%
	水道	144,704 m ³	52.1	1.4%
	ガス（LPG）	13,847 m ³	41.5	1.1%
	灯油	298,440ℓ	743.1	20.5%
	A重油	153,700ℓ	416.5	11.5%
車両からの排出量	ガソリン	50,643ℓ	117.5	3.2%
	軽油	13,153ℓ	34.5	1.0%
合計			3,626.5	100.0%

※その他、資機材購入や廃棄物由来等のCO2排出が見込まれ、推計手法が確立された際には計画上の数値に反映する。

図9 基準年度（2013 年（平成 25 年）度）における区分ごとの排出量

3 本市（市有施設）の「二酸化炭素(CO2)排出量」の削減目標



Office Zero Action!

本宮市 COOL CHOICE

前計画においては、(2013 年 (平成 25 年) 度) の 5 年後となる平成 30 年度に 3%以上の CO2 排出量削減を目標に掲げたところであったが、地球温暖化の抑止は深刻かつ喫緊の課題となっている状況、かつ世界基準とされる 2050 年 (令和 32 年) 度までに完全なカーボンニュートラルを目指すことを踏まえると基準年度対比で、**中期目標となる 2030 年 (令和 12 年) 度までに CO2 排出量を 46%削減へ、長期目標として 2050 年 (令和 32 年) 度までに CO2 排出量実質ゼロ**を目指す必要があるため、本計画ではこの削減目標を設定するものとする。

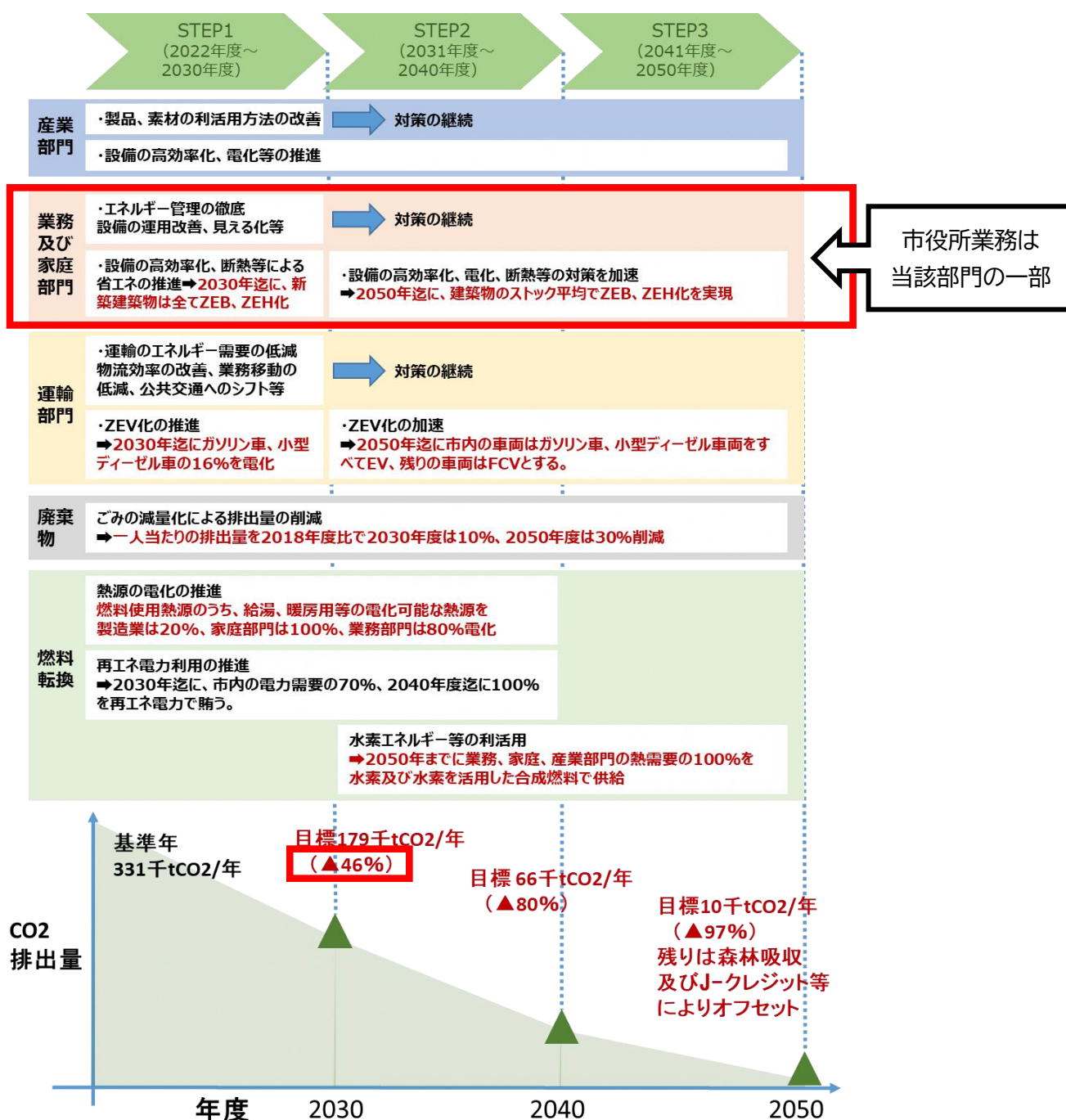


図 10 本宮市全体における 2050 ゼロカーボンに向けたロードマップ

◎本市（市有施設）の削減目標【事務事業編における目標】

本市の事務事業における二酸化炭素（CO₂）排出量は、**基準年度から中期目標の2030年（令和12年）度までの間に1,668t-CO₂（△46%）を削減**することを目標とする。

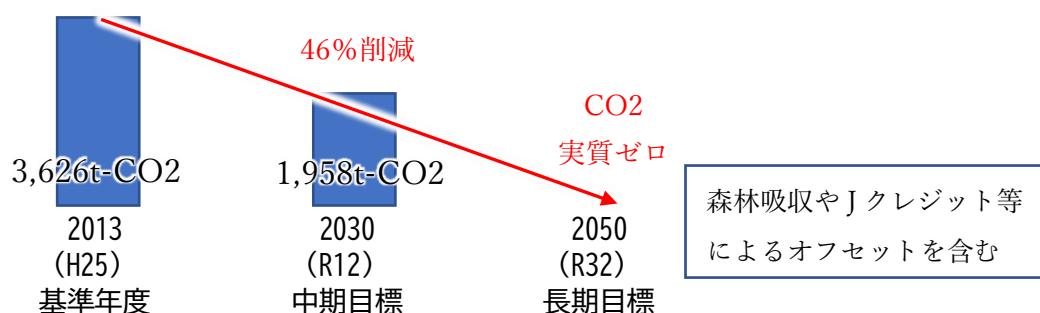


図11 二酸化炭素（CO₂）排出量の目標推移

エネルギー毎の二酸化炭素（CO₂）排出量の年次別目標推移

（単位：t CO₂）

		2013		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2030-2023
		H25		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
CO ₂ 削減率		---		18%	22%	26%	30%	34%	38%	42%	46%	28%
CO ₂ 排出量	電気	2,221		1,821	1,732	1,644	1,555	1,466	1,377	1,288	1,200	-1,021
	水道	52		43	41	38	36	34	32	30	28	-24
	ガス(LPG)	41		33	32	30	29	27	25	24	22	-19
	灯油	743		609	580	550	520	491	461	431	401	-342
	A重油	417		342	325	309	292	275	259	242	225	-192
	ガソリン	118		97	92	87	83	78	73	67	64	-54
	軽油	35		29	27	26	24	23	22	20	19	-16
	合計	3,627		2,974	2,829	2,684	2,539	2,394	2,249	2,104	1,959	-1,668

※その他、資機材購入や廃棄物由来等のCO₂排出が見込まれ、推計手法が確立された際には計画上の数値に反映する。

図12 二酸化炭素（CO₂）排出量の年次別目標推移



Office Zero
Action!

本宮市
COOL CHOICE

4 目標達成に向けた取組

(1) 中期目標までの基本的方針

長期目標となる 2050 年（令和 32 年）度に向けて再生可能エネルギーにより代替可能なエネルギー比率を高めるために、中期目標の 2030 年（令和 12 年）度までに、化石燃料使用機器類は**電化への転換**を進めることを前提とし、まずは、**省エネ・省資源により可能な限りエネルギー使用量を削減することに重点**を置く。次いで**再エネ（水素等の新エネを含む）**は可能な限り域内で開発し地産地消する。地産地消後の余剰のエネルギー使用分の CO2 排出量については、域外からの再エネ調達、またはカーボンリサイクル等の技術によりゼロカーボンを達成する。

方針 1. 省エネ等によるエネルギー使用量の削減
特に、ウエイトが高い産業部門によるエネルギー使用量の削減に努める

方針 2. 再生可能エネルギー（再エネ）の地産地消の促進
地元産の再エネの開発を進め、既存のエネルギーを可能な限り代替

方針 3. 再エネの調達の推進
福島産水素の活用をはかるなど、福島県内市町村等との連携による再エネ調達を進める

方針 4. 森林吸収や先進技術等を活用したカーボンオフセット
どうしてもなくせない温室効果ガス排出量を、森林吸収やカーボンリサイクル等の技術によりオフセット

中期目標までの事務事業編は、電化と併せ方針 1 に力点を置く

図 13 基本的方針

(2) 取組の体系

本計画では、「本宮市 2050 セロカーボンシティ宣言」に基づき、温室効果ガス削減に向けて市役所（及び公共施設）において重点的に取り組む体系及び取組項目を掲げるものとする。

本宮市 2050 ゼロカーボンシティの実現

体系 1. 化石燃料由来設備等の電化
体系 2. エネルギー使用量の削減
体系 3. 廃棄物発生の抑制・資源の有効利用
体系 4. 公用車等の低燃費化と効率的な活用
体系 5. 再生可能エネルギー・新エネルギーの導入
体系 6. 職員の意識改革
体系 7. その他

(3) 具体的な取組

取組の体系から成す具体的な取組を以下に示す。今後の技術開発や取組コストの変化に応じて、適宜、内容の追加や改善を図るものとする。

体系1．化石燃料由来設備等の電化 市役所（公共施設）の CO2 排出量の 3 割以上は、灯油等の化石燃料を直接燃焼させ熱源利用しており、CO2 を発生しない再生可能エネルギー利用へ転換を図るため、段階的な電化は必需となる。	
空調機器の電化	・化石燃料を直接燃焼させて利用するストーブ等の暖房機器は、 電気式のエアコンや床暖房 などの設備に更新を図る。
給湯設備の電化	・各施設の小型給湯器はエコキュート等の 電気を用いた給湯設備 に更新を図る。また、温水プールや入浴施設における給湯（温水利用）は、 水素等の新エネルギーによるコジェネレーション などの技術開発に伴う導入検討を進める。
各種動力機器の電化	・草刈り機等の 小型動力機器 や、イベントや避難所などの動力源として用いる 化石燃料由来発電機 の利用は、 機器の電化 と併せて エコモビリティを用いた電源利用 や 定置 FC の導入等を進める。
体系2．エネルギー使用量の削減 市内では、年間約 4,810TJ のエネルギーが消費されると推計する。これに対して将来再生可能エネルギーで賄う場合の調達可能量は 1,503TJ と見込まれることから、予め 1/3 程度のエネルギー使用量の削減と 1/3 程度の代替エネルギーの模索が必要とされる。	
空調設備の効率的利用	・高効率ヒートポンプ等の 省エネ性能が高い機器 を導入するとともに利用に際して適切な温度管理やエリア管理を行うため 集中管理方式 を推進する。 デマンドコントロール により電力出力の平準化を図る。
高効率照明機器（LED）の導入	・消費電力の低減に優れ、発光用消耗部材のロングライフに優れる LED 照明機器 への更新を積極的に進め、安定的な省エネ・省資源化に貢献する。 ・行政で設置する地域の防犯灯は、新設・更新を問わず LED 化を進める。
自動消灯機能付き照明機器の導入	・公共施設内の安全確保と照明の消し忘れを防止するため、 人感センサー等による消灯機能付き照明機器 の導入を図る。
熱損失率の低い換気機器の導入	・感染症対策にも寄与する 換気機器 の導入にあたっては、 熱損失率が少なく空調機器の出力に負担をかけない機器 を導入する。
施設改修における断熱効果の向上対策	・建物外壁部の 断熱材 を 断熱効果の高い資材 へ更新を図る。 ・窓部においては、 3 重ガラス、二重サッシ、Low-E 規格、日照調整フィルム 等の採用により断熱効果を高める。
小規模公共施設の新設における対策	・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、エネルギー管理システム（HEMS） の導入検討を進める。
大規模公共施設の新設における対策	・ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、エネルギー管理システム（BEMS） の導入検討を進める。

体系3. 廃棄物発生抑制・資源の有効利用

省資源の視点に立ち、廃棄物の発生を抑制し、リサイクル等を推進することによって、二酸化炭素（CO2）排出量の削減に取り組みます。

廃棄物の発生抑制	・廃棄物の減量化のため、事務用品等は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進める。 ・可燃・不燃ごみは、その量を把握し、減量化を進める。 ・5種19分別の県内最高基準のごみ分別を行い、リサイクル率の向上を図る。 ・物品等は計画的に購入し、適正な在庫管理を行う。 ・物品等の故障の際は、可能な限り修理を行い、長期利用に努める。 ・使用していない物品等は、安易な廃棄をせず、他の部課や施設への転用を探ることを優先する。 ・防災備蓄品は、ローリングストックによる管理を行い、フードロス等をなくす。
廃プラスチックごみ削減の推進	・廃プラスチック削減の象徴的取組として、プラ製クリアファイルの使用を全廃し、環境性能の高い紙製品への置換を図る。 ・汚れたプラスチック包装容器及び製品は、洗浄のうえリサイクルする。 ・市が各種事業やイベント等で配布する資料や啓発物品を包む袋や包装（プラ製）を極力取りやめ、必要な場合は紙製を用いる。 ・硬質プラスチックのリサイクルに向けた検討を進める。
使い捨て習慣の脱却	・筆記用具などの事務用品は、使い捨て仕様の製品を避け、詰め替え等により廃棄物の削減に努める。
紙の使用抑制（ペーパーレス化）	・タブレットを用いたペーパーレス会議を全庁を挙げて実践する。（議会、庁議、課長会議ほか可能なものは全てペーパーレス会議へ移行） ・庁内グループウェアの改善により、さらなるペーパーレス化の推進を図る。 ・市民への広報は、市民の情報理解度を考慮のうえ、防災行政無線と市ホームページやSNSを利用し、紙媒体の使用削減を図る。 ・会議等に用いる資料は、可能な範囲で簡素化に努める。 ・用紙印刷を行う場合は、両面使用を徹底する。 ・学校・幼保施設におけるPC・wifi環境整備の充実によるペーパーレス化と事務等の省力化を図る。

体系4. 公用車等の低燃費化と効率的な活用

公用車及び公共交通車両は、各種次世代モビリティのベストミックスによる低燃費化と効率的な活用により、モビリティの二酸化炭素（CO2）の排出量削減に取り組む。

FCV（水素自動車）の導入	・比較的大きい規格の公用車や公共交通バスは、耐重量や航続距離に優れた FCVを採用（更新）し、停電時における避難所等の応急給電として機能させる。
---------------	--

BEV（電気自動車）の導入	・乗用を主な目的とした小型の公用車は、可能な限り BEV を採用（更新）し、モビリティのゼロカーボンを推進するとともに、停電時における避難所等の 応急給電 として機能させる。
PHEV（プラグインハイブリッド車）、HEV（ハイブリッド車）の導入	・貨物や悪路走行などを目的とし、上記の次世代モビリティのラインナップが整っていない公用車や公共交通車両は、可能な限り PHEV や HEV を採用し、ゼロカーボンを推進する。 （防災車等の緊急車両はこの限りでない）
公共施設における電気自動車急速充電設備の導入	・各地域の拠点となる公共施設に 電気自動車急速充電設備 を導入し、BEV の導入促進に貢献する。
公共施設における V2X、V2H の導入	・防災拠点施設となる公共施設で、有事に機能させる蓄電池が備わっていない場合は、 V2X や V2H の整備により次世代モビリティの蓄電池活用を図る。（または パワームーバー の活用により給電体制を整備する）

体系5．再生可能エネルギー・新エネルギーの導入

公共施設に太陽光発電設備や蓄電池を整備し、積極的な再生可能エネルギーの創出と災害等の応急電源確保を図る。また、再生可能エネルギーで賄えない不足電力は、グリーン水素等が活用できる設備導入の検討を進める。

太陽光発電設備の導入	・公共施設に積極的な 太陽光発電設備 の導入を進め、 再生可能エネルギー の創出を図る。
蓄電池の導入	・上記に併せて公共施設に積極的な 蓄電池 の導入を進め、昼夜や天候に左右されない電力の自家消費を行う。
水素利活用の試行	・公共施設や公共性の高い場所における 定置FC や 水素ボイラー 、 コージェネレーション 等の導入検討（実証導入）を進める。

体系6．職員の意識改革

全庁及び各施設を横断した職員の意識改革と全員参加による実践とするため、庁議で意思決定した方策を、課長会議、グループウェアを通じて共有し、各種取組の推進を図る。

ノー残業デー	・ 毎週水曜日 を ノー残業デー とし、職員のワークライフバランスの保持と、消費電力等の削減を図る。
フリービズ	・季節を通じて TPO をわきまえた服装の調整 により、空調依存の軽減（冷房 28℃、暖房 20℃設定）と活動しやすい環境づくりを行う。
エコドライブ	・公用車利用時は、できる限り 相乗り するとともに、 次世代自動車の優先利用 や アイドリングストップ 等、環境に配慮した活用努める。 ・出張時は、できる限り 公共交通 を利用する。
WEB 会議の積極的活用	・できる限り WEB 方式の会議 や 打ち合わせ を活用し、移動に係るエネルギー消費を抑制する。
職員研修	・ゼロカーボンに関する 職員研修 の実施や 先進地研修 を通じて、CO2削減への理解醸成と協力意識を高める。

体系7. その他

エネルギーの直接利用や廃棄物抑制の視点以外でも、環境保全に資する取り組みを通じてレジリエンスな地域環境と行政経営に努めていく。

グリーン購入	・ 物品購入の際は、エコマーク製品等の グリーン購入基準 や 環境ラベリング製品 に基づく選択を行う。
DX の推進	・ DX を推進し、市民サービスの向上を図りつつ、働き方の工夫や業務改善による省力化に取り組む。
公共工事に係る環境配慮	・ 省エネルギー、省資源に配慮した建材や建設機材の使用。 ・ 再生骨材、再生砕石等の再生資源の使用。 ・ 工事等で発生する建設副産物のリサイクルや、廃棄物の発生抑制。
吸収源対策	・ 二酸化炭素 (CO ₂) 吸収を促すための 公有林の更新や整備、公園等の緑化 を図る



Office Zero
Action!

本宮市
COOL CHOICE

5 計画の推進体制と進捗状況

(1) 推進体制

「本宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」推進は、市全体のゼロカーボン推進体制の一部であり、行政内部のみならず市内全域の市民や企業からの学びや相互連携により、成熟させた活動を重ねていくことに意義があるものと捉える。

このことから、以下のように**ゼロカーボン推進庁内ワーキンググループ**を原動力とした庁内体制のほか、関係者・関係機関との相関関係も含め推進体制として位置付ける。

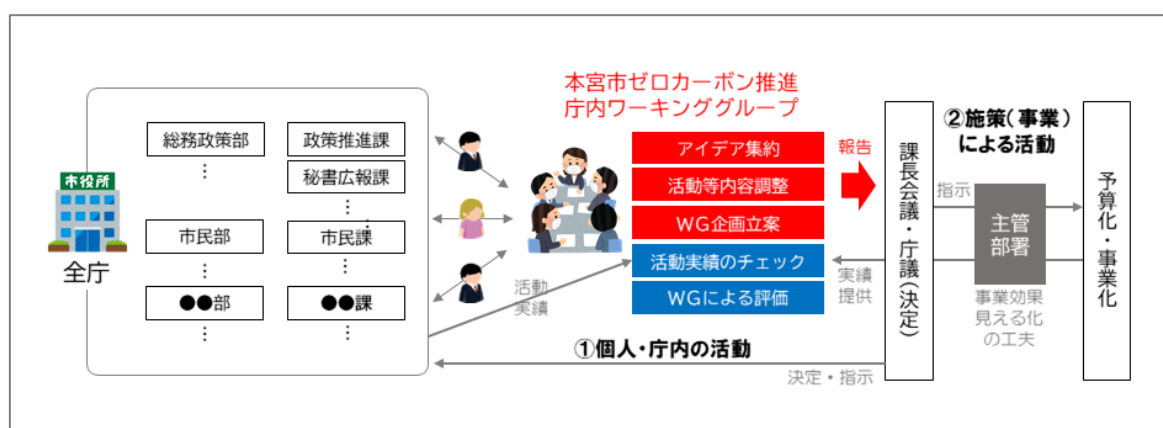
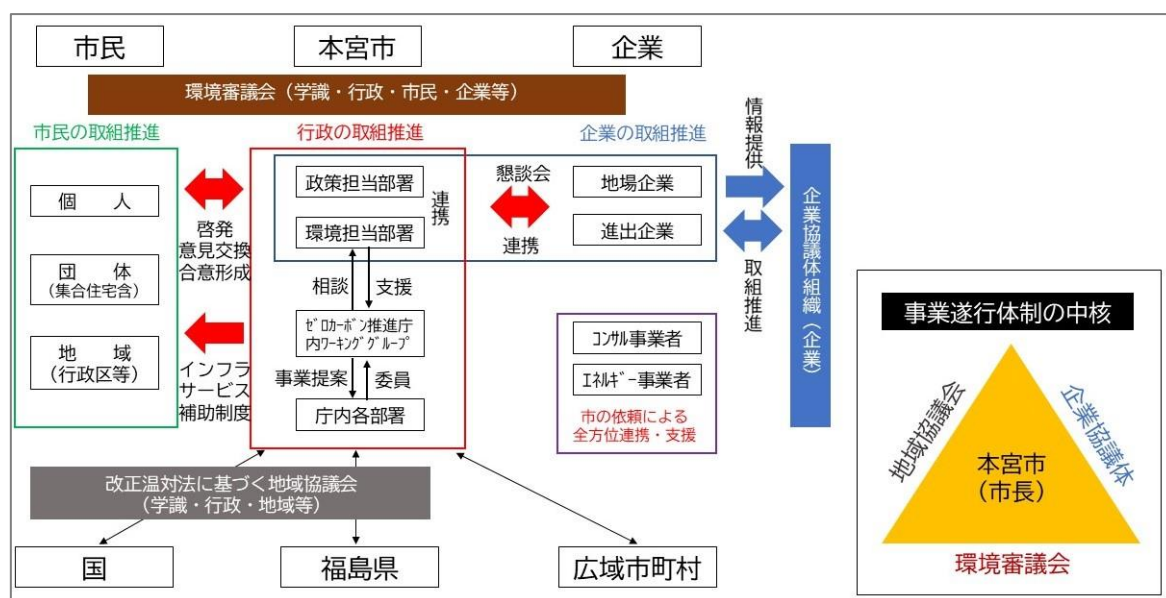


図 14 推進体制イメージ

(2) 進捗管理 ～取組の「評価」と「見える化」の手段確立～

市役所（及び公共施設）における二酸化炭素（CO₂）排出量削減取組を通じた効果は、これに追従する一般家庭や企業などの参考としていただく意図がある。また、環境関連予算に対してどの程度の成果と課題が生じているかを分かりやすく公開しながら、**PDCA サイクルによる成功体験の蓄積と手法の改善**を図ることが行政の責務である。

このことから、2024 年（令和 6 年）度事業により、市役所（及び公共施設）の取組や事業に関する CO₂ 削減効果（評価）の「見える化」の手法を確立し、年度別実績の情報公開や本計画のアップデートを行うものとする。

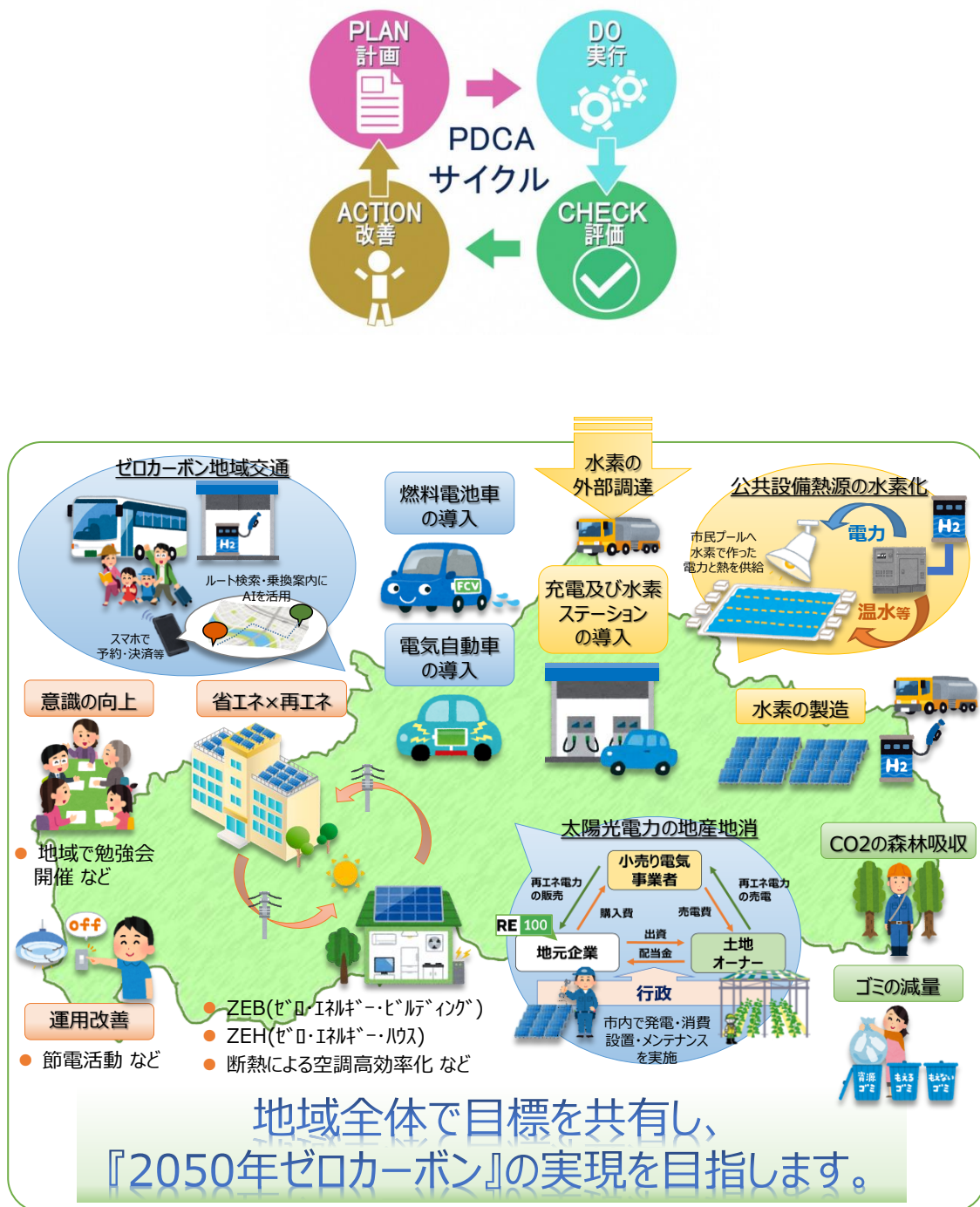


図 15 将来の「ゼロカーボンシティもとりや」のイメージ

